

第5章 不出廷、確定判決の撤回および不出廷被告の新たな聴聞

第496条 不出廷(*rebel dia*)の宣言と効果。

- ① 裁判所書記官は、呼出し状に示された日付または期間内に適切に出廷しなかった被告を不出廷と宣言する。ただし、本法で不出廷の宣言が裁判所に対応すると規定されている場合を除く。
- ② 不出廷の宣言は、法律が明示的に別段の定めをしている場合を除き、訴えの認諾または請求の事実の承認とは見なされない。

第497条 通知制度。

- ① 不出廷を宣言する裁定は、被告の住所が知れている場合は郵送で、知れていない場合は公示送達によって被告に通知される。この通知が行われると、訴訟を終了させる裁定の通知を除いて、他の通知は実行されない。
- ② 訴訟を終了させる判決または裁定は、本法第161条の方法で被告に人的に通知される。しかし、被告が所在不明の場合、通知は、自治州の官報または国の官報で広報される公示によってその抜粋を公開することによって行われる。

控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求で下された判決についても、同様である。

賃料または満期になった金額の不払い、あるいは、法的または契約上の期間の満了による立退きを命じる判決の場合で、適切に呼出しを受けた被告が呼出し状に示された日付または期間内に出廷しなかった場合、通知は、裁判所の掲示板に判決の写しを掲示する公示によって行われる。

- ③ 自治州の官報または国の官報における公示の広報は、その判決が既判力の効果を持たない訴訟、および、賃料と未払金請求訴訟が併合される立退き訴訟においては必要とされない。このような場合には、司法事務局の掲示板に公示を広報するだけで十分である。
- ④ この広報は、司法機関組織法第236条の規定に従い、テレマティック、コンピューターまたは電子的手段を使用して、規則で決められる条件で置き換えできる。

第498条 公示により呼出しを受けた不出廷被告への訴訟の存在の通知。

知れている住所がない、または、所在不明であるために、公示によって出頭するよう呼出しを受けた不出廷被告は、通知ができる場所が知れるとすぐに、職権で、または、出頭した当事者のいずれかの者の請求で、訴訟係属について通知される。

第499条 被告のその後の出頭。

不出廷被告が出廷する訴訟の状態がどうであれ、審理はその者とともに進む。いずれにせよ審理の遡及はできない。

第 500 条 不出廷被告による通常の不服申立ての行使。

判決が人的に通知された不出廷被告は、判決に対して、控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求のみを、これらが適切であり、法的期間内に提起される場合、使用することができる。

同じ不服申立ては、人的に判決を通知されていない不出廷被告が使用できる、しかし、この場合、それらを提起する期間は、判決の通知の公示が、国の官報、自治州の官報または県の官報での、あるいは、場合に応じて、本法第 497 条第 2 項に係わるテレマティック、情報通信または電子的手段による、または、同条第 3 項に規定される方法による広報の翌日からカウントされる。

第 501 条 不出廷者の請求による確定判決の取消し。手続きされる場合。

常に不出廷していた被告は、次の場合、確定判決を下した裁判所に、その取消しを請求できる：

1. 適切な方法で呼出しを受けたために訴訟を知っていたが、不出廷者の出頭を常時妨げた中断なき不可抗力の場合。
2. 第 161 条の趣旨に従って、呼出しが文書で実行され、不出廷被告の責に帰せない事由でその者の下に達しなかったときの訴えおよび訴訟の不知の場合。
3. 不出廷被告が公示で呼出しを受けて、公示が官報で広報されていたところの訴訟係属の場所および国または自治州のいかなる（その係属地以外の）他の場所にも居なかったときの訴えおよび訴訟の不知の場合。

第 502 条 取消訴訟の満了期間

① 不出廷被告の請求による確定判決の取消しは、以下の期間内に申立てられる場合にのみ手続きされる：

1. 確定判決の通知から 20 日以内、当該通知が人的に行われた場合。
2. 確定判決の通知の公示の公告から 4 か月以内、人的に通知されなかった場合。

② 前項に係わる期間は、第 134 条の第 2 項に従って、不出廷被告の出頭を妨げた不可抗力が存続する場合、延長することができる、しかし、判決の通知より 16 か月経過すると、取消請求権行使の余地はない。

第 503 条 既判力の効果のない判決の取消しの除外。

法律の規定により既判力の効果を欠く確定判決の取消しは手続きされない。

第 504 条 (強制) 執行の付帯的中断。取消しの訴訟手続き。

① 本法第 566 条の規定の場合を除き、不出廷で下された確定判決の取消しの訴えは (強制) 執行を中断しない。

② 確定判決取消しの不出廷被告の請求は、通常裁判に規定される手続きにより審理される。この裁判は訴訟当事者であった者が開始できる。

第 505 条 取消し判決。

① 取消しを正当化する事由について妥当な証拠調べが実行されるどころの裁判が開催されると、裁判所は、判決を通して、取消しについて裁定する。この判決には不服申立てできない。

② 執行裁判所は、当事者の請求により、取消された判決の執行中断を、第 566 条の規定に従って執行裁判所がまだ執行中断を宣言していない場合、取り決めなければならない。

第 506 条 (訴訟) 費用。

① 不出廷の責めを受けた訴訟当事者が申立てた取消しが認容の余地がないと宣言された場合、訴訟手続きのすべての費用はその者に科せられる。

② 取消しを適切とする判決が下された場合、いずれの訴訟当事者にも費用は科されない。ただし、裁判所がいずれかの者の（訴訟の）無謀性を認める場合を除く。

第 507 条 認容判決後の訴訟手続の審理。

① 不出廷被告の請求が認容されると、取消しが適切であるとする判決の証明書が、第一審で事案を審理した裁判所に送付される、そして、その裁判所で、次の規則に従って、手続きがなされる：

1. (訴訟) 記録が被告に、(被告が) 訴えへの応答に規定された方式で自分の権利に都合がよいものを提示し、請求できるように、10 日間渡される。

2. (被告が) 提示し、請求したものは、別の 10 日の間に相手方に送付される、この際、文書と書類のコピーがその者に渡される。

3. その後は、対応する確認裁判手続きが適切な判決が言い渡されるまで続く。この判決に対しては、本法規定の不服申立てを提起できる。

② 前項の証明書の第一審裁判所への送付は、当該裁判所が取消しを相当と裁定した場合、必要ない。

第 508 条 被告の不活動および新たな判決。

被告が前条第 1 項に係わる手続きで訴え・請求をなさなかった場合、被告は意見を述べることを放棄したものと解され、取り消された判決と同じ条件で新しい判決が言い渡される。

この判決に対して不服申立てできない。